仕事と育児の両立を進めよう！

１．柔軟な働き方を実現するために、次の中から１つを選択して利用できます。

対　象　者 （共　通）	３歳から小学校就学前の子を養育する労働者 ＜対象外＞ ①入社１年未満の労働者　②１週間の所定労働日数が２日以下の労働者

（１）始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（時差出勤）

制度の内容	始業及び終業時刻について、以下のように変更することができます。 ・(1)　始業時刻　８時００分　終業時刻　１６時４２分 休憩時間　１２時～１３時 ・(2)　始業時刻　９時００分　終業時刻　１７時４２分 休憩時間　１３時～１４時 ただし、（１）と（２）の併用はできません。 非常勤職員については契約変更手続きを行います。
期　間	１回の申出につき１年以内の期間
申出期限	開始の日の１か月前までに、「時差出勤申出書（本部-帳-本事-1001-17)」を添えて事業所長に申し出てください。

（２）養育両立支援休暇

制度の内容	年次有給休暇とは別に、1 年間につき 10 日を限度として、養育両立支援休暇を取得することができる。取得理由は問わない。ただし、賃金の支給はしないが、出勤率には含まれる無給休暇とする。
申出期限	原則として「養育両立支援休暇申出書（本部-帳-本事-1001-18)」を事前に事業所長に申し出てください。

２．その他の両立支援制度も積極的に利用しましょう。

所定外労働の制限	小学校就学前の子を養育する場合、所定外労働を制限することを請求できる制度
時間外労働の制限	小学校就学前の子を養育する場合、時間外労働を 1 月 24 時間、1 年 150 時間以内に制限することを請求できる制度
深夜業の制限	小学校就学前の子を養育する場合、午後 10 時から午前 5 時の深夜業を制限することを請求できる制度

当社では、対象措置の利用の申出をしたこと又は利用したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。
また、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。